

## 令和3年度山口市公共交通委員会 事業進捗状況

## (1) 山口市総合時刻表

事業内容	事業評価
<p>1 発行状況</p> <p>■発行部数 令和3年10月改訂版：22,000部 令和4年4月改訂版：22,000部（予定）</p> <p>2 配布・設置場所 公共施設、バス車内、駅構内、観光案内所、大型商業施設、病院等</p>	<p>■実施効果 配布数の追加希望や、市民から役立っているとの声をいただいていることから、公共交通利用者の利便性向上に効果が認められます。</p> <p>■課題・改善策 多くの方に利用してもらえる時刻表となるよう、利用者の声を取り入れながら、できる限り使いやすい時刻表の発行を引き続き検討します。</p>

## (2) 公共交通教室

事業内容	事業評価
<p>【概要】 関係各所と連携しながらマナークイズ、車椅子での乗降体験、路線バス乗車体験等を行いました。</p> <p>1 児童・生徒対象</p> <p>①名田島小学校 ■実施日 令和3年6月29日（火） ■対象 1～3年生 17名 地域の高齢者 12名</p> <p>②おおとり保育園さくら学級 ■実施日 令和3年8月2日（月） ■対象 年長園児 29名 小学校児童1～4年生 31名</p>	<p>■実施効果 昨年度は新型コロナウイルスの影響により、開催校が減少しておりましたが、学校の御協力により大幅に増加し、11回の開催となりました。</p> <p>参加児童からは「バスについてはじめて知った」「今後家族とも乗ってみたい」等の感想のほか、バス運転士を応援するメッセージもいただきました。また、実施後の学校へのアンケート調査によると、全ての学校から継続を希望するとの意見をいただいています。</p> <p>さらにすぐにバスの利用が見込める地域住民の参加もあり、時刻表の見方なども合わせて周知することができました。</p>

③おごおりウィークエンドアドベンチャー

※実施主体はおごおりウィークエンドアドベンチャー実行委員会

■実施日 令和3年8月7日(土)

■対象 4年生～6年生53名

④大内南小学校

■実施日 令和3年9月28日(火)

■対象 2年生117名

⑤白石小学校

■実施日 令和3年10月12日(火)

■対象 2年生109名

⑥小郡小学校

■実施日 令和3年10月22日(金)

■対象 1、2年生143名

⑦大殿小学校

■実施日 令和3年11月2日(火)

■対象 2年生104名

⑧阿知須小学校

■実施日 令和3年11月4日(木)

■対象 1、2年生157名

⑨興進小学校

■実施日 令和3年11月9日(火)

■対象 1、2年生29名

⑩小鯖小学校

■実施日 令和3年11月11日(木)

■対象 2年生19名

2 高齢者対象

仁保地区社会福祉協議会

■実施日 令和3年9月2日(火)

■対象 福祉員15名 事務局4名

3 広報・周知方法

小中学校への文書送付、地域交流センターへのポスター、チラシの配置、市報(4/15号)への掲載

本教室を通じて、バスへの関心や理解を深めることができたものと評価しています。

■課題・改善策

今後、新たな学校・団体への拡大を目指す一方で、効果的に事業を実施していくためには、現在の体制では限界もあり運営体制について検討していく必要があります。

(3)クルマと公共交通の上手な使い方を考えるプロジェクト

事業内容	事業評価
<p>1 大学生向けモビリティ・マネジメント</p> <p>ト</p> <p>【概要】</p> <p>公共交通を利用するきっかけづくりのためにモビリティ・マネジメントに取り組みました。</p> <p>令和3年度は、山口市内の大学に通う学生を対象に山口市内路線バスモニター及びシェアサイクルモニターを募集し、現在実施中です。対象者に事前・事後アンケートを実施し、意識の変化について調査します。</p> <p>山口大学 HP 内に開設されています「ぷらっとやまぐち portal」にて、昨年度同様にモニターが撮影したお気に入りスポット・風景等の写真を紹介します。</p> <p>※注1 モビリティ・マネジメント(MM)とは、多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ(移動状況)が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組みを指します。</p> <p>【実施状況】</p> <p>■対象 山口市内の公共交通機関を利用している・利用しようとする山口市内の大学に通う学生 30名</p> <p>■実施日 令和4年1月1日(土)～令和4年1月31日(月)</p> <p>■実施内容 上記期間にいつでも利用できる市内路線バスの無料パス(利用区間限定、防長交通㈱、中国ジェイアールバス㈱のみ利用可能)の支給、シェアサイクルの無料アカウントの付与、事</p>	<p>■実施効果</p> <p>1月7日時点で8名のモニター登録状況であり、募集人数に達していないため、継続し参加モニターを募集しています。</p> <p>市内路線バスの無料パス配布による今後の事業展開の可能性を模索した上で、普段公共交通機関に乗ることの少ない大学生に対し、公共交通の利用機会を提供しています。</p> <p>また、モニター期間終了後に事後アンケートを実施し、意識の変化を調査することとしています。</p>

前・事後アンケートの実施及び、モニター期間中の活動報告

2 市職員対象/エコ通勤推進セミナー

今年度は、シェアサイクルとバスに関するモニター調査を実施しました。

エコ通勤の推進を図るとともに、事業開始前と開始後のアンケート調査を通じて、職員の公共交通の利用意識の調査を行いました。

①シェアサイクルモニター調査

参加者：25名

実施期間：令和3年11月22日（月）～令和3年12月13日（月）

実施内容：通勤や業務において、シェアサイクルを活用してもらうことで、エコ通勤への転換を図りました。

②バスモニター調査

参加者：12名

実施期間：令和4年1月4日（火）～令和4年2月28日（月）

実施内容：通勤等でバスを利用していたことでエコ通勤への転換を図りました。

■実施効果（市職員対象）

クルマから公共交通機関等を利用した通勤への転換を目的として実施しました。また、今回はモニター調査として、実際に利用してもらう機会を創出することで、公共交通を利用した生活を具体的にイメージできるような形で実施しました。

シェアサイクルモニターについては108回の利用がありました。また、バスモニターについては現在実施中です。

■課題・改善策

シェアサイクルモニター調査後のアンケート結果では、公共交通の利用意識が高まった、引き続き公共交通を利用したいと回答した職員が増加したことから、公共交通を利用する意識を高めることができたと考えています。アンケートの個別の意見としては、職員モニターの有用性やシェアサイクルの利便性を感じることができたなどの意見がある一方で、子供の送迎があるとエコ通勤の実施が難しいなどの意見がありました。

引き続き、エコ通勤の実効性を高めていくため、モニターなどエコ通勤の転換を図るための取組を実施していく必要があります。

(4) 山口市民公共交通週間

事業内容	事業評価
<p>下記日程で実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止しました。</p> <p>【期間】 令和3年11月20日(土)～11月26日(金)</p> <p>1 公共交通ふれあいフェスタ ■日時 令和3年11月21日(日) 10時～15時 ■場所 中央公園</p> <p>2 市内一斉ノーマイカーデー ■日時 令和3年11月26日(金)</p>	<p>■実施効果 未実施のため、評価しません。</p> <p>なお、毎年市内一斉ノーマイカーデーは実施しませんでした。本年度は聖火リレーに係る市内一斉ノーマイカーデー(令和3年5月13日)にバス割引券を配布し、また、市の事業として「おでかけ応援クーポン券(令和3年7月～12月の土日祝日にバス・タクシーで利用可)」を交付したことから公共交通を利用するきっかけは提供できたものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス割引券利用枚数：395枚</li> <li>・クーポン券利用枚数：4,736枚(12月末支払い時点)</li> </ul>

(5) 山口市ノーマイカーデー

事業内容	事業評価
<p>1 山口市ノーマイカーデー</p> <p>毎月月末金曜日のプレミアムフライデーを山口市ノーマイカーデーとして取り組んでいます。ノーマイカーデーの推進により、公共交通の利用促進、二酸化炭素排出量の削減、交通渋滞の緩和、事故の防止に向けたノーマイカー通勤の習慣化を図っています。</p> <p>また、公共交通を利用するきっかけづくりとして、ノーマイカーデーの日にはバス半額割引や協賛施設・店舗の特典サービスを受けることができる「山口市ノーマイカーデーのるトクカード」をノーマイカーデー参加事業所・団体、個人に随時配布しています。</p>	<p>■実施効果 市内21事業所・団体 2,725人、個人79人が参加しています(令和3年12月末現在)。</p> <p>※5月、8月、9月は新型コロナウイルスの感染状況を考慮し取組を自粛しております。</p> <p>■課題・改善策 事業所・団体の実施率は17%前後、実施者のうち公共交通利用者は15%前後の状況です。</p> <p>引き続き、ノーマイカーデー数日前にメール等での呼びかけを実施し、実施率と公共交通利用率向上に努めます。</p>

<p>2 聖火リレーに係る市内一斉ノーマイカーデー</p> <p>聖火リレーにおける渋滞緩和のために市内一斉ノーマイカーデーを実施。市内バス路線で利用できる割引券(100円券×6枚)を市報配布にあわせて各戸配布したものを。</p> <p>■実施日 令和3年5月13日</p> <p>■利用枚数 395枚</p>	<p>■実施効果</p> <p>聖火リレー開催に伴う渋滞緩和対策を含め実施しました。聖火リレーは中止になりましたが割引については利用可能としました。当日は他の要因も含め、渋滞が緩和されました。</p>
---	--

(6) パーク・アンド・ライド、サイクル・アンド・ライド事業

事業内容	事業評価
<p>1 置くとバス駐車場（パーク・アンド・ライド）事業（4カ所）</p> <p>中山間地域等で慣れた地域内はマイカー移動が可能な高齢者を主な対象として、地域外に移動する際に公共交通機関に乗り換えるもの。</p> <p>■既存の駐車場（置くとバス駐車場）</p> <p>①[徳地]防長交通株式会社堀駐在（8台）</p> <p>②[名田島]南総合センター（5台） 最寄り交通機関：「南総合センター」バス停</p> <p>③[鑄銭司]鑄銭司地域交流センター（10台） 最寄り交通機関：JR 四辻駅、「四辻駅入口」バス停</p> <p>④[徳地]やまぐちサッカー交流広場第2駐車場 最寄り交通機関：「掛鼻」バス停</p>	<p>1 置くとバス駐車場（パーク・アンド・ライド）事業</p> <p>■実施効果</p> <p>徳地堀の置くとバス駐車場については、平成30年12月末に利用開始し、常時2台程度の駐車があり、また地域において関連行事を企画されるなど効果があるものと考えています。</p> <p>また、鑄銭司地域交流センターの置くとバス駐車場については、利用登録者が徐々に増えている状況であり、定期的に1台程度の駐車があることから、効果があるものと考えています。</p> <p>他の駐車場については、利用が低調なため、地域広報紙などを用いてさらなる周知を図ります。</p> <p>引き続き、他の地域における設置を検討していきます。</p>

<p>2 サイクル・アンド・ライド事業 (19カ所)</p> <p>自転車から公共交通機関への乗換用駐場の確保</p> <p>①[仁保]スーパーまるしょう仁保店 ②[宮野]防長交通山口営業所 ③[大内]アルク大内店 ④[大内]大内地域交流センター ⑤[大内]ゆめタウン山口 ⑥[白石]一の坂川交通交流広場 ⑦[白石]山口市民会館 ⑧[白石]山口情報芸術センター ⑨[白石]アルク山口店 ⑩[湯田]ファミリーマート山口泉都町店 ⑪[湯田]コープいずみ店 ⑫[吉敷]吉敷地域交流センター ⑬[大歳]維新百年記念公園第11駐車場 ⑭[平川]アルク平川店 ⑮[平川]平川地域交流センター ⑯[小郡]上郷駅前駐輪場 ⑰[小郡]小郡保健福祉センター ⑱[秋穂]西中国信用金庫秋穂支店 ⑲[阿知須]サンパークあじす店舗西側駐車場</p>	<p>2 サイクル・アンド・ライド事業</p> <p>■実施効果</p> <p>確認した日で、利用がない駐輪場もありましたが、平均すると2~5台程度の利用がなされており、効果があるものと考えています。</p> <p>■課題・改善策</p> <p>停留所周辺に協力いただける店舗や事業者があることが条件となりますが、今後も要望を踏まえ、調整していきます。</p> <p>また、山口市総合時刻表や公共交通マップ、市報、フェイスブック等を通じて広報を行っていきます。</p>
---	--

(7) 運転士確保事業

事業内容	事業評価
<p>1 バス・タクシー運転士体験会</p> <p>■概要</p> <p>深刻な運転士不足に対応するため、事業者との座談会やバス・タクシーを実際に運転できる機会を設けることで、運転士の仕事への理解を深め、就業へのきっかけづくりとすることを目的に下記の日程で実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大</p>	<p>■実施効果</p> <p>未実施のため、現時点での評価はありません。</p> <p>次年度の開催に向け、関係者と企画会議を行います。</p>

の影響により中止しました。

■ イベント名

バス・タクシー運転体験会&企業説明フェア！

■ 日時 令和3年5月30日（日）

11時00分～17時00分

■ 場所 湯田自動車学校

■ 内容

バス（大型、中型、小型）の運転操作体験、タクシー車両見学、就職相談会。

■ 共催：中国運輸局山口運輸支局、後援：山口労働局、協力：山口県バス協会、山口県タクシー協会、山口県



## 令和4年度事業計画及び予算（案）

---

令和4年1月

山口市公共交通委員会

## 1 事業計画

### (1) 主要事業

項 目	内 容
マイカーに頼り過ぎない交通まちづくりの推進  【事業費：4,125千円】	公共交通を育て支える意識の啓発
	・公共交通に関する情報の発信 ・公共交通教室の開催 ・モビリティ・マネジメントの実施
	ノーマイカーの推進
	・市民公共交通週間 ・ノーマイカーデーの実施
利用しやすい公共交通環境の整備  【事業費：3,781千円】	利用者の視点に立ったサービスの向上
	・時刻表やバスマップの発行
	待合・乗継環境の向上
	・パーク・アンド・ライド駐車場の整備 ・サイクル・アンド・ライド駐輪場の整備
日常生活を支える持続可能な生活交通の確保  【事業費：590千円】	公共交通機関の維持・確保
	・運転士体験会の実施
豊かな暮らしと交流のまちづくりに寄与する公共交通網の構築  【事業費：1,400千円】	公共交通網の構築
	・コミュニティバス利用状況調査の実施
事業費総額	9,896千円

### (2) 委員会の開催

第1回	開催月	令和4年5月
	協議内容	令和3年度事業の評価について 令和3年度決算について 令和4年度事業について
第2回	開催月	令和5年1月
	協議内容	令和4年度事業について 令和5年度事業計画及び予算について

※状況により、開催月、協議内容を変更する場合があります。

2 予算

令和4年度 山口市公共交通委員会 運営費及び事業費内訳

【単位：千円】

事業費

マイカーに頼り過ぎない交通まちづくりの推進		4,125
公共交通を育て支える意識の啓発		
公共交通教室	420	
	50	
	50	50
		50
モビリティ・マネジメント	370	
	60	
		60
		60
	30	
		30
		30
	250	
		100
		100
		150
		150
	30	
		30
		30
ノーマイカーの推進		
	3,705	
公共交通週間	3,305	
	1,100	
		30
		30
		60
		60
		100
		100
		850
		850
		60
		60
	120	
		20
		20
		100
		100
	2,035	
		2,035
		2,035
	50	
		50
		50
ノーマイカーデー	400	
	300	
		300
		300
	100	
		50
		50
		50
		50

令和4年度 山口市公共交通委員会 運営費及び事業費内訳

【単位：千円】

<b>利用しやすい公共交通環境の整備</b>		3,781
<b>利用者の視点に立ったサービスの向上</b>		
時刻表・マップ作成	3,280	
	3,280	
	3,000	
		印刷製本費
		総合時刻表、マップ作成
		3,000
	100	
		通信運搬費
		時刻表、交通マップ送付
		100
	180	
		業務委託料
		総合時刻表作成
		180
<b>待合・乗継環境の向上</b>		
	501	
パーク・アンド・ライド	501	
サイクル・アンド・ライド	500	
		業務委託料
		パーク・サイクル・アンド・ライド駐輪区画・サイン作成業務委託
		500
	1	
		土地借上料
		サイクル・アンド・ライド案内表示板占用使用料
		1
<b>日常生活を支える持続可能な生活交通の確保</b>		
		590
<b>公共交通機関の維持・確保</b>		
運転士体験体験会	590	
	60	
		報償金
		公共交通活性化事業（運転士体験会）謝礼
		60
	60	
		旅費
		公共交通活性化事業講師旅費
		60
	10	
		消耗品費
		公共交通活性化（運転士体験会）消耗品
		10
	60	
		印刷製本費
		公共交通活性化事業（運転士体験会）ポスター
		60
	330	
		通信運搬費
		公共交通活性化事業（運転士体験会）
		30
		保険料
		公共交通活性化（運転士体験会）
		300
	70	
		施設等借上料
		運転士体験会会場借り上料
		70
<b>豊かな暮らしと交流のまちづくりに寄与する公共交通網の構築</b>		
		1,400
<b>公共交通網の構築</b>		
利用状況調査	1,400	
	1,400	
		業務委託料
		コミュニティバス利用状況調査委託
		1,400
<b>運営費</b>		
		665
会議費	635	
	300	
		報償金
		300
	300	
		費用弁償
		300
	15	
		消耗品費
		15
	20	
		通信運搬費
		20
事務費	30	
	10	
		消耗品費
		10
	20	
		通信運搬費
		手数料
		20

歳入総額	歳出総額
10,561	10,561

令和4年度 山口市公共交通委員会予算書(案)

歳入

[単位:千円]

科目 款項目	予算額	節		説明
		区分	金額	
1 負担金	10,331			
1 1 負担金	10,331			
1 1 1 負担金	10,331	1 地域負担金	10,331	山口市負担金(公共交通委員会運営事業負担金) 665 山口市負担金(交通政策推進事業負担金) 8,266 山口市負担金(コミュニティバス実証事業負担金) 1,400
2 諸収入	230			
2 1 諸収入	230			
2 1 1 雑入	230	1 預金利息	1	預金利息
		2 広告掲載収入	229	総合時刻表広告掲載収入
合計	10,561			

歳出

[単位:千円]

科目 款項目	予算額	節		説明
		区分	金額	
1 運営費	665			
1 1 会議費	635			
1 1 1 会議費	635	8 報償費	300	報償金 300
		9 旅費	300	費用弁償 300
		11 需用費	15	消耗品費 15
		12 役務費	20	通信運搬費 20
2 事務費	30			
2 1 事務費	30	11 需用費	10	消耗品費 10
		12 役務費	20	手数料 20
2 事業費	9,896			
2 1 事業費	9,896			
2 1 1 事業費	9,896	8 報償費	150	報償金 150 モビリティ・マネジメント講師謝礼 60 公共交通活性化事業(運転士体験会)謝礼 60 市民公共交通週間(フェスタ)謝礼 30
		9 旅費	150	旅費 150 モビリティ・マネジメント講師旅費 30 公共交通活性化事業講師旅費 60 市民公共交通週間(フェスタ)旅費 60
		11 需用費	4,620	消耗品費 260 モビリティ・マネジメント消耗品 100 公共交通週間(フェスタ)消耗品 100 公共交通教室消耗品 50 公共交通活性化(運転士体験会)消耗品 10 印刷製本費 4,360 総合時刻表、マップ作成 3,000 ノーマイカーデーカード・ポスター・チラシ 300 モビリティ・マネジメント リーフレット 150 公共交通週間ポスター・チラシ 850 公共交通活性化事業(運転士体験会)ポスター 60
		12 役務費	740	通信運搬費 230 ノーマイカーデー依頼文、カード、チラシ送付 50 公共交通週間案内 20 モビリティ・マネジメントアンケート送付 30 時刻表、交通マップ送付 100 公共交通活性化事業(運転士体験会) 30 広告料 150 ノーマイカーデー周知 50 公共交通週間 周知広告 100 保険料 360 市民公共交通週間(フェスタ) 60 公共交通活性化(運転士体験会) 300
		13 委託料	4,115	業務委託料 4,115 総合時刻表作成 180 公共交通週間イベント開催等業務委託 2,035 パーク・サイクル・アンド・ライド駐輪区画・サイン作成業務委託 500 コミュニティバス利用状況調査委託 1,400
		14 使用料及び賃借料	121	施設等借上料 120 公共交通週間(フェスタ)駐車場等施設借上料 50 運転士体験会会場借り上料 70 土地借上料 1 サイクル・アンド・ライド案内表示板占用使用料 1
合計	10,561			

山口市公共交通委員会設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>山口市公共交通委員会設置要綱</p> <p>(目的) 第1条 山口市公共交通委員会(以下「委員会」という。)は、山口市の交通政策を総合的に調査審議し、まちづくりと連動した交通政策を推進することを目的とする。</p> <p>(事務所) 第2条 委員会は、事務所を山口県山口市亀山町2番1号に置く。</p> <p>(定義) 第3条 この要綱において、「事業計画」とは、山口市市民交通計画に基づき実施計画及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項の規定に基づき地域公共交通計画を兼ねた計画をいう。</p> <p>(事業) 第4条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 事業計画の策定及び変更に係る協議並びに実施に係る連絡調整に関すること。 (2) 事業計画に基づく事業の実施、評価及び改善に関すること。 (3) 交通政策に係る事業の審議に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>(委員) 第5条 委員会の委員は次に掲げる者(団体にあっては、その団体の役員又は職員)とする。 (1) 山口市副市長 (2) 学識経験者 (3) 山口市自治会連合会 (4) 公募市民 (5) 国土交通省中国運輸局山口運輸支局 (6) 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所</p>	<p>山口市公共交通委員会設置要綱</p> <p>(目的) 第1条 山口市公共交通委員会(以下「委員会」という。)は、山口市の交通政策を総合的に調査審議し、まちづくりと連動した交通政策を推進することを目的とする。</p> <p>(事務所) 第2条 委員会は、事務所を山口県山口市亀山町2番1号に置く。</p> <p>(定義) 第3条 この要綱において、「事業計画」とは、山口市市民交通計画に基づき実施計画及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項の規定に基づき地域公共交通計画を兼ねた計画をいう。</p> <p>(事業) 第4条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 事業計画の策定及び変更に係る協議並びに実施に係る連絡調整に関すること。 (2) 事業計画に基づく事業の実施、評価及び改善に関すること。 (3) 交通政策に係る事業の審議に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>(委員) 第5条 委員会の委員は次に掲げる者(団体にあっては、その団体の役員又は職員)とする。 (1) 山口市副市長 (2) 学識経験者 (3) 山口市自治会連合会 (4) 公募市民 (5) 国土交通省中国運輸局山口運輸支局 (6) 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所</p>

(7) 山口県観光スポーツ文化部交通政策課

(8) 山口県警察本部

(9) 山口県防府土木建築事務所

(10) 西日本旅客鉄道株式会社

(11) 山口市社会福祉協議会

(12) 山口商工会議所

(13) 一般乗用旅客自動車運送事業者

(14) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(15) その他委員長が必要と認める者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の数及び選任)

第7条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 監事 2名

2 前項の役員のうち、委員長は、山口市副市長とし、副委員長は、学識経験者の中から委員長が任命する。

3 監事は、委員の中から委員長が任命する。

4 委員長、副委員長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第8条 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐して委員会の業務を掌理し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 委員会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを委員長に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、委員会を招集すること。  
(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委

(7) 山口県観光スポーツ文化部交通政策課

(8) 山口県警察本部

(9) 山口県防府土木建築事務所

(10) 西日本旅客鉄道株式会社

(11) 山口市社会福祉協議会

(12) 山口商工会議所

(13) 一般乗用旅客自動車運送事業者

(14) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の数及び選任)

第7条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 監事 2名

2 前項の役員のうち、委員長は、山口市副市長とし、副委員長は、学識経験者の中から委員長が任命する。

3 監事は、委員の中から委員長が任命する。

4 委員長、副委員長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第8条 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐して委員会の業務を掌理し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 委員会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを委員長に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、委員会を招集すること。  
(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委

員長が議長となる。

2 会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び次条の規定により議決権を行使した委員の全員の賛成をもって議決する。

5 委員長は、前項の議決された事項を、速やかに山口市長に報告しなければならない。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(書面又は代理人による表決)

第10条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、会議の開催の日の前日までに委員会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を委員会に提出しなければならない。

(協議結果の尊重義務)

第11条 委員会が協議が整った事項については、委員会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第12条 委員会の業務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は、山口市都市整備部交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、委員長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

員長が議長となる。

2 会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び次条の規定により議決権を行使した委員の全員の賛成をもって議決する。

5 委員長は、前項の議決された事項を、速やかに山口市長に報告しなければならない。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(書面又は代理人による表決)

第10条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、会議の開催の日の前日までに委員会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を委員会に提出しなければならない。

(協議結果の尊重義務)

第11条 委員会が協議が整った事項については、委員会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第12条 委員会の業務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は、山口市都市整備部交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、委員長が定めた者をもって充てる。

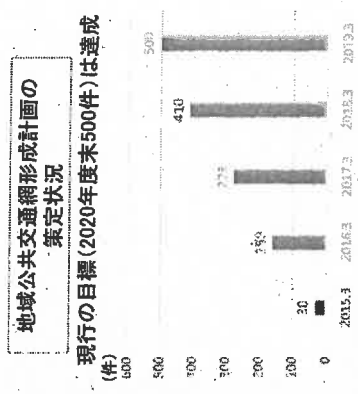
4 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。



<p>(資金)</p> <p>第13条 委員会の資金は、次の各号に掲げるものを充てる。</p> <p>(1) 国からの補助金</p> <p>(2) 第5条に掲げる委員の属する機関の負担金</p> <p>(3) その他の収入</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第14条 委員会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p> <p>(委員会が解散した場合の措置)</p> <p>第15条 委員会が解散した場合は、委員会の収支は、解散の日をもって打ち切り、委員長であった者がこれを決算する。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、委員長が別に定める。</p>	<p>(資金)</p> <p>第13条 委員会の資金は、次の各号に掲げるものを充てる。</p> <p>(1) 国からの補助金</p> <p>(2) 第5条に掲げる委員の属する機関の負担金</p> <p>(3) その他の収入</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第14条 委員会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p> <p>(委員会が解散した場合の措置)</p> <p>第15条 委員会が解散した場合は、委員会の収支は、解散の日をもって打ち切り、委員長であった者がこれを決算する。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、委員長が別に定める。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 委員会の設立初年度の委員の任期については、第6条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。</p> <p>附 則</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 委員会の設立初年度の委員の任期については、第6条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。</p> <p>附 則</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p>

地域が自らデザインする地域の交通【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

○地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成  
 ・地方公共団体による地域公共交通計画(マスタープラン)の作成を強力義務化  
 ⇒国が予算・ノウハウの支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算関連)  
 ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送需要(自家用有償旅客運送、  
 ⇒バス、タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかな対応  
 (情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)  
 ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等  
 ⇒データに基づきPDCAを強化



地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

○路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための取組方針を策定し、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「地域旅客運送サービス継続事業」を創設

⇒従前の路線バス等に代わり、地域の実情に応じて右の①～⑥のいずれかによる旅客運送サービスの継続を確保

地域に最適な旅客運送サービスの継続

実際に取り組むメニュー例

- ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続(縮小、変更含む)
- ② コミュニティバスによる継続
- ③ デマンド交通(タクシー車面による乗合運送(区域運行)による継続)
- ④ タクシー(乗用車)による継続
- ⑤ 自家用有償旅客運送による継続
- ⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院、高齢施設等への送迎サービス等の積極的活用

自家用有償旅客運送の実施の円滑化

○過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設  
 ⇒運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化

○地域住民のみならず観光客を含む乗客も対象

交通事業者協力型自家用有償旅客運送(利用料等)  
 自家用有償旅客運送事業者(利用料等)  
 市町村等が地域公共交通事業者と協働して実施

期待される効果  
 (利用者) 安全、安心な交通サービスの提供  
 (自家用有償運送主体(市町村等)) 乗客のニーズに応じたサービスの実現  
 (交通事業者) 人手不足への対応、多岐種の確保

貨客混載に係る手続の円滑化

○鉄道や乗合バス等における貨客混載を行う「貨客混載効発化事業」を創設  
 ⇒旅客・貨物運送サービスの生産性向上を促進

既存の公共交通サービスの改善の徹底

○【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや面一面的な運営が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障

また、拠点禁止法のカルテラ規制に抵触するおそれから、ダイヤ、運賃等の調整は困難

○【改正案】地域公共交通利便性向上事業を創設  
 ⇒路線の効率化のほか、「等間隔運行」や「定額制乗り放題型」「乗客を誘引運賃(通し運賃)」等のサービス改善を促進

併せて、独占禁止法特例法により、乗合バス事業者間等の共同経営について、カルテラ規制を適用除外する特例を創設

利用者目録による路線の改善、運賃の設定

等間隔運行

定額制乗り放題運賃

MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

○MaaSに参加する交通事業者等が決定する新モビリティサービス等  
 ⇒交通事業者の運送業務に係る至極なワンストップ化

○MaaSのための法制度を創設  
 ⇒参加する幅広い関係者の協働・連携を促進

MaaS: Mobility as a Service  
 MaaSの事例(伊豆地区)

伊豆地区のMaaS事例

交通インフラに対する支援の充実

○鉄道建設・運輸施設整備支援機構による資金の貸付制度の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加(※予算関連)  
 ・地域公共交通活性化再生法に基づき認定を受けた鉄道の整備  
 ⇒交通ネットワークを充実  
 ・物流総合効率化法に基づき認定を受けた物流拠点(トラックターミナル等)の整備  
 ⇒複数の事業者の連携による物流効率化を促進

# 地域公共交通調査等事業(地域公共交通計画等の策定への支援)



国土交通省

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援  
(交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、旅客運送サービス継続計画策定事業)

- 補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費: 地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に必要な経費  
(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)
- 補助率: 1/2(上限額500万円又は1,500万円(地域公共交通計画)、1,000万円(地域公共交通利便増進実施計画)、500万円(地域旅客運送サービス継続実施計画))

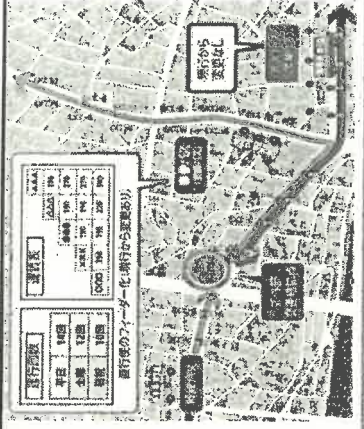
## 地域公共交通計画の記載事項(イメージ)

- 計画の効果な活用のために必要な視点
  - ①地域戦略との一体性の確保  
(まちづくり、医療・福祉、観光等との連携)
  - ②モード間連携や多様な輸送サービスの活用
  - ③地域の多様な関係者の協働
  - ④交通圏全体を見据えた広域的な連携
  - ⑤データによる状況把握、効果的な目標設定・検証を設定
- 定量的な目標値(公共交通の利用者数、収支率、公的負担等)、補助対象系統の位置づけ等を記載

地域公共交通利便増進実施計画、旅客運送サービス継続計画の推進への支援  
(利便増進計画推進事業、旅客運送サービス継続計画推進事業)

- 補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費: 国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費(公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等)
- 補助率: 1/2
- 補助対象期間: 5年間

## 地域公共交通利便増進実施計画のイメージ



## コミュニティタクシー実証運行について

### 1 経緯

今年度5月より吉敷地域コミュニティタクシーが実証運行を開始し、来年度4月末で1年間の運行となるが、コロナ禍において外出が制限される中での実証開始となり、本格運行に向けた十分な情報を収集できる環境下になかったため、実証期間を延長し、運行形態等の検討を継続する。

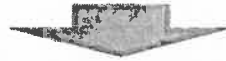
上記、延長を行うにあたり、以下のように要綱を改正するもの。

### 山口市コミュニティタクシー実証運行事業補助金交付要綱 改正案（抜粋）

(旧)

(補助期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助期間」という。）は、コミュニティタクシーの運行開始日から1年とする。



(新)

(補助期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助期間」という。）は、コミュニティタクシーの運行開始日から1年とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

## 吉敷地域コミュニティタクシー実証運行について

吉敷地域において、令和3年5月6日からコミュニティタクシー「コミタク良城」の実証運行を開始されました。運行開始後は、実証運行協議会や各自治会が中心となって、地域広報紙を通じた周知とともに、老人クラブをはじめとする地域団体等への利用の働きかけや運行に関する意見の聴取を重ねられ、利用ニーズを考慮し、10月からは新たなルートやダイヤで運行を始められたところです。その結果、利用者数は見直し前と比べ増加傾向にありますが、持続的な運行に向けては、更なる利用促進の取組や運行の見直しが必要と認識されているところです。

### 1 運行内容

#### (1) 実証運行の期間

令和3年5月6日から令和4年4月30日（1年間）

#### (2) 運行区間

佐畑、木崎、中村、上東、赤田の5地区

#### (3) 運行形態

定時定路線（他の交通の妨げにならない道路は自由乗降区間）

#### (4) 導入車両

ジャンボタクシー（9人乗り）

#### (5) 運行日

週5日運行（月、火、水、木、金）

#### (6) 運行便数及びダイヤ、運行ルート

別添のとおり

#### ◆乗車人員

		5月	6月	7月	8月	9月	計			10月	11月	12月	計
左回り	1便 8:50	26	20	22	25	15	108	佐畑・木崎便	1便 往路 9:20	26	22	16	64
									復路 10:15	18	26	17	61
	3便 11:10	32	31	25	15	10	113		2便 往路 11:00	17	32	19	68
									復路 11:55	13	15	21	49
	5便 14:00	34	19	13	12	23	101		3便 往路 12:40	8	25	21	54
								復路 13:35	10	14	20	44	
	小計	92	70	60	52	48	322		小計	92	134	114	340
右回り	2便 10:00	29	33	31	20	22	135	赤田・上東・中村便	1便 往路 9:30	38	22	33	93
									復路 10:25	33	25	28	86
	4便 12:50	24	13	13	3	20	73		2便 往路 11:10	9	12	8	29
									復路 12:05	14	14	21	49
	6便 15:10	23	15	2	6	12	58		3便 往路 12:50	4	10	9	23
								復路 13:45	9	11	11	31	
	小計	76	61	46	29	54	266		小計	107	94	110	311
	合計	168	131	106	81	102	588		合計	199	228	224	651

吉敷地域コミュニティタクシー 時刻表

佐畑・木崎便

往路（旧出張所・公民館跡地→佐畑→木崎→JAぶちええ菜）

復路（JAぶちええ菜→木崎→佐畑→旧出張所・公民館跡地）

停 留 所	1 便		2 便		3 便	
	往路	復路	往路	復路	往路	復路
旧出張所・公民館跡地	9:20	10:50	11:00	12:30	12:40	14:10
佐畑ふれあいセンター前	9:22	10:48	11:02	12:28	12:42	14:08
ケアハウス悠々	9:23	10:47	11:03	12:27	12:43	14:07
倉光設計室	9:26	10:44	11:06	12:24	12:46	14:04
上滝河内	9:27	10:43	11:07	12:23	12:47	14:03
萩焼工房 路傍土	9:28	10:42	11:08	12:22	12:48	14:02
龍蔵寺	9:30	10:40	11:10	12:20	12:50	14:00
下滝河内	9:36	10:34	11:16	12:14	12:56	13:54
JA 吉敷支所	9:38	10:32	11:18	12:12	12:58	13:52
マックスバリュ吉敷店	9:40	10:30	11:20	12:10	13:00	13:50
上東	9:42	10:28	11:22	12:08	13:02	13:48
吉敷交流センター	9:44	10:26	11:24	12:06	13:04	13:46
出雲大社	9:47	10:23	11:27	12:03	13:07	13:43
カフェファディ山口店	9:48	10:22	11:28	12:02	13:08	13:42
陸上競技場	9:54	10:16	11:34	11:56	13:14	13:36
JA ぶちええ菜	9:55	10:15	11:35	11:55	13:15	13:35

赤田・上東・中村便

往路（旧出張所・公民館跡地→赤田→上東→中村→JAぶちええ菜）

復路（JAぶちええ菜→中村→上東→赤田→旧出張所・公民館跡地）

停 留 所	1 便		2 便		3 便	
	往路	復路	往路	復路	往路	復路
旧出張所・公民館跡地	9:30	11:00	11:10	12:40	12:50	14:20
吉敷幼稚園	9:32	10:58	11:12	12:38	12:52	14:18
小高	9:33	10:57	11:13	12:37	12:53	14:17
セブンイレブン吉敷店	9:36	10:54	11:16	12:34	12:56	14:14
赤田公民館	9:37	10:53	11:17	12:33	12:57	14:13
四ノ宮	9:39	10:51	11:19	12:31	12:59	14:11
上関屋	9:41	10:49	11:21	12:29	13:01	14:09
蛍見橋	9:43	10:47	11:23	12:27	13:03	14:07
上東	9:46	10:44	11:26	12:24	13:06	14:04
マックスバリュ吉敷店	9:47	10:43	11:27	12:23	13:07	14:03
福田酒店 ふくだまり	9:48	10:42	11:28	12:22	13:08	14:02
五楽団地前	9:50	10:40	11:30	12:20	13:10	14:00
マックスバリュ吉敷店	9:52	10:38	11:32	12:18	13:12	13:58
吉敷郵便局・カワノ理容院	9:54	10:36	11:34	12:16	13:14	13:56
古四の宮	9:56	10:34	11:36	12:14	13:16	13:54
カフェファディ山口店	9:59	10:31	11:39	12:11	13:19	13:51
陸上競技場	10:04	10:26	11:44	12:06	13:24	13:46
JA ぶちええ菜	10:05	10:25	11:45	12:05	13:25	13:45

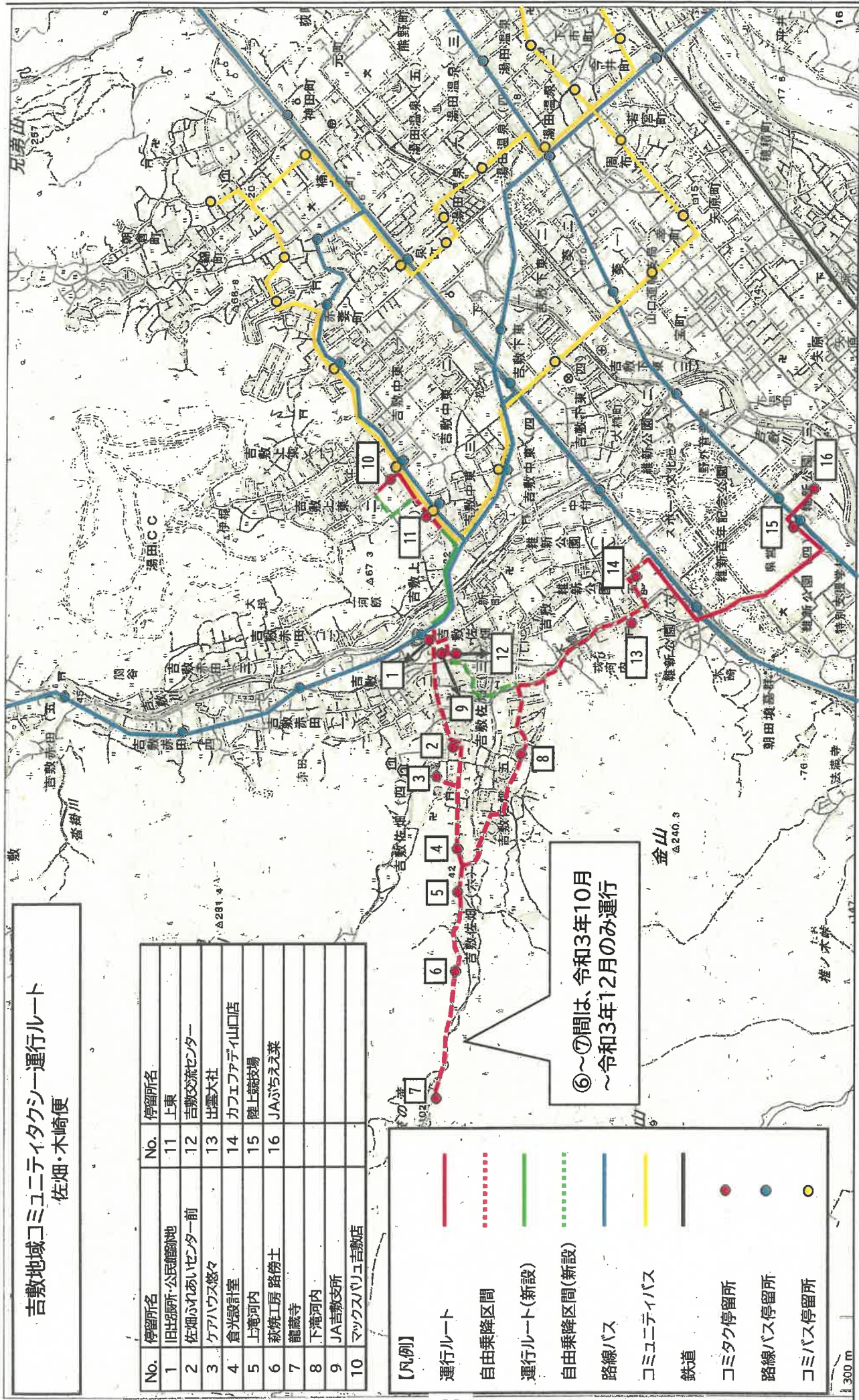
# 吉敷地域コミュニティタクシー運行ルート 佐畑・木崎便

No.	停留所名	No.	停留所名
1	旧出羽所・公民館跡地	11	上東
2	佐畑ふれあいセンター前	12	吉敷交流センター
3	クアハウス悠々	13	出雲大社
4	倉光設計室	14	カフェアデア山口店
5	上滝河内	15	陸上競技場
6	萩焼工房 路傍土	16	JAぶちええ菜
7	龍蔵寺		
8	下滝河内		
9	JA吉敷支所		
10	マックスバリュ吉敷店		

【凡例】

- 運行ルート
- 自由乗降区間
- 運行ルート(新設)
- 自由乗降区間(新設)
- 路線バス
- コミュニティバス
- 鉄道
- コミタク停留所
- 路線バス停留所
- コミバス停留所

⑥～⑦間は、令和3年10月  
～令和3年12月のみ運行

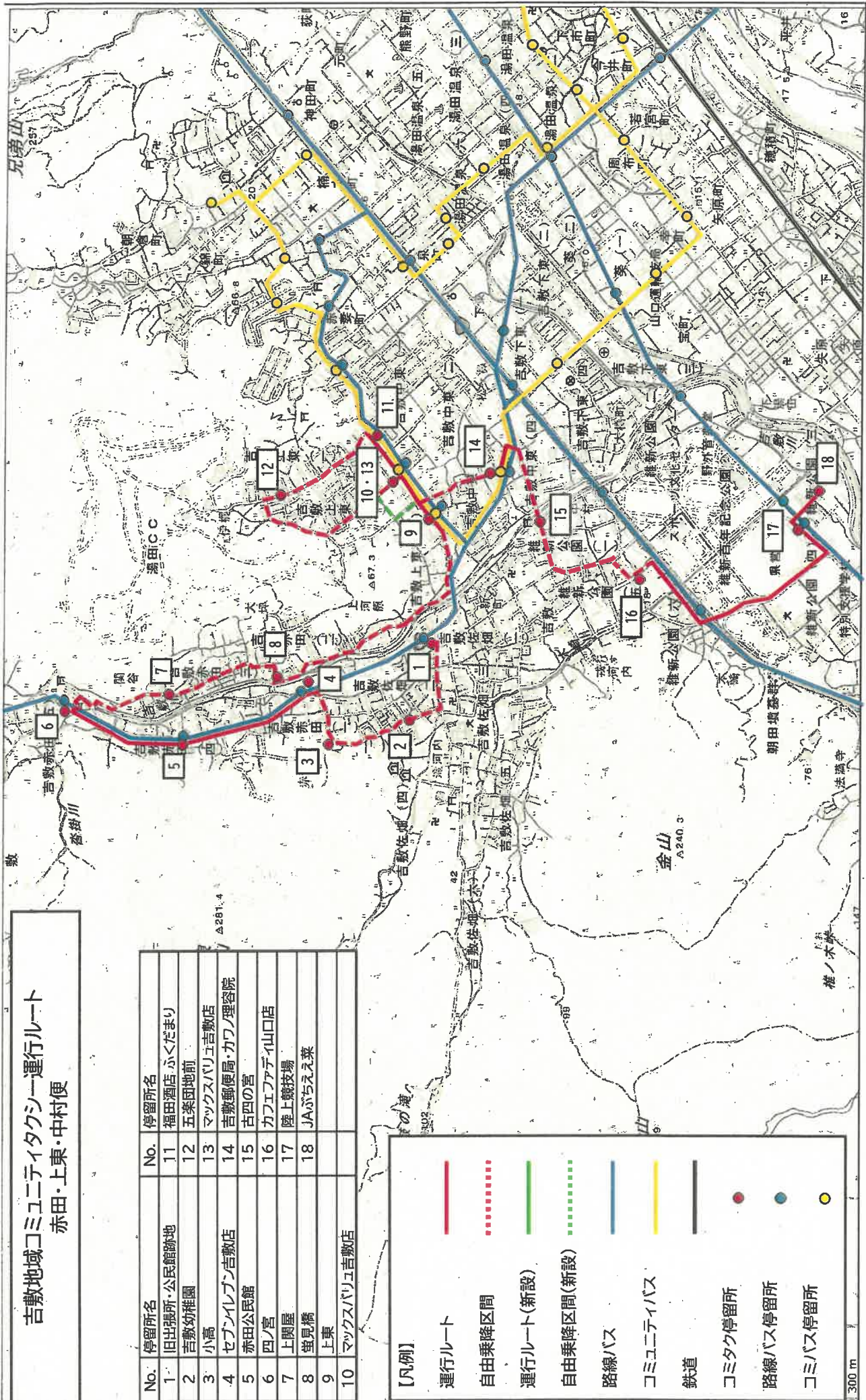


# 吉敷地域コミュニティタクシー運行ルート 赤田・上東・中村便

No.	停留所名	No.	停留所名
1	旧出張所・公民館跡地	11	福田酒店 ふくだまり
2	吉敷幼稚園	12	五楽団地前
3	小高	13	マックスパリュエ吉敷店
4	セブンイレブン吉敷店	14	吉敷郵便局・カワノ理容院
5	赤田公民館	15	古四の宮
6	四ノ宮	16	カフェアデアイ山口店
7	上関屋	17	陸上競技場
8	蛸見橋	18	JAぶちええ菜
9	上東		
10	マックスパリュエ吉敷店		

【凡例】

- 運行ルート —
- 自由乗降区間 ⋯
- 運行ルート(新設) —
- 自由乗降区間(新設) ⋯
- 路線バス —
- コミュニティバス —
- 鉄道 —
- コミタク停留所 ●
- 路線バス停留所 ●
- コミバス停留所 ●





## 新たなモビリティサービス調査・実証事業について

### 1 目的

現在、令和3年4月に供用開始した山口市産業交流拠点施設の効果を本市及び県全体の産業振興や交流人口の拡大等につなげていくために、県や周辺市（萩、長門）とともに共同で新たなモビリティサービス調査・実証事業として、やまぐち MaaS 用 Web アプリ「ぶらやま」を活用した実証実験に取り組んでいます。

### 2 実証実験について

(1) 実証実験期間 令和3年7月9日～令和4年3月31日

(2) 実証実験の取組

やまぐち MaaS 用 Web アプリ「ぶらやま」を開発し、スマートフォンで、以下のサービスを提供しています。

- ・公共交通機関等の複合経路検索
- ・デジタルチケットの購入
- ・タクシーツアーの予約
- ・シェアサイクルとの連携
- ・観光・食事・買物情報の検索
- ・超小型モビリティ、電動バイクのレンタル（12月15日まで）





スマホ1つで、ぶらっと山口旅  
お得な観光&交通チケット販売中!

販売開始  
令和3年  
**7/9 金**  
**10:00**  
※売り切れ次第終了

ぶら やま × **RENOFA YAMAGUCHI FC**



# ぶらレノ

ホームゲーム限定  
▶試合当日  
▶観戦券  
※下部写真とは異なる



**防長バスの1日乗り放題チケット [区間指定] に特別な特典がセット!**  
チケット価格 (税込) - 大人 **600円** / 子供 (小学生以下) **300円** ※クレジットカード必須

**チケット内容** ※観戦チケットは含みません

**防長バス1日乗り放題** **新山口駅~湯田温泉間**



※防長バス (新山口駅~湯田温泉間) 以外では利用できません

約20分ごとに運行!  
※7:00~18:00

▼路線・時刻表

## 試合会場で豪華特典!

時間: 試合開始4時間前~試合開始まで

### その1 ドリンク1杯プレゼント

生ビール (600円相当) or ソフトドリンク (250円相当) から選択

※未成年者はソフトドリンクのみ ※各ドリンク、無くなり次第終了

### その2 豪華景品が当たるスペシャル抽選会

- 全選手サイン入り天皇杯トレーニングボール
  - 県産農林水産物カタログギフト
  - 「ぶらちま!山口」あおぞら (10,000円相当)
- ※上記景品は各1名様



※チケット1枚につき1回まで ※各景品、無くなり次第終了

**「ぶらレノ」チケットはこんなにお得!!** さらに! 抽選もできて湯田温泉にも立ち寄れる! **半額以下!**

大人の場合 (例) **バス往復 (新山口駅⇄陸上競技場前) 880円** + **ビール (1杯) 600円** = **1,480円 → 600円**

**注意事項**  
●山口市内の新山口駅 (北口バスのりば) ~湯田温泉 (湯田温泉バス停) 間を運行する防長交通路線バスに1日中何回でも乗車できます。その他の路線バス、高速バスには乗車できませんのでご注意ください。●本チケットのご利用は、予約した1日に限り有効です。●予約の前日迄、「サービスを利用する」ボタンを押していない場合のみ、払戻し可能です (チケット画面のキャンセルボタンより払い戻し可能)。チケット1名分ごとに、110円の払戻し (キャンセル) 手数料が発生いたします。●乗車の際は、マスク着用等、感染症対策にご協力をお願いいたします。●バスの乗車は、旅客 (6歳未満の小児を除く) が同伴する1歳以上6歳未満の小児については、旅客1人につき1人を無償とします。1歳未満の小児については無償とします。ただし、試合会場での特典はチケットの購入数での利用となります。●本チケットを不正に使用すると、所定運賃及び同額の増料金を合わせて頂きます。

お問い合わせ チケットの販売・防長バス1日乗車券について... 防長交通株式会社 新山口駅案内所 TEL. 083-973-5900  
試合情報・特典について... 株式会社レノファ山口 TEL. 083-941-6792

▼チケットの購入はこちら  
**ぶらやま**



令和3年 7/15木  
10:00  
※売り切れ次第終了

夏休み  
新たな体験!

# 夏休み

## ぶらやま 特別企画



チケットの詳細・  
購入はこちら  
ぶらやま



「ぶらやま」は子どもたちの学びもあそびも応援します!

### 体験イベント半額

※各イベントで実施日や注意点が異なります。詳細は7月15日から「ぶらやま」で販売される各チケットよりご確認ください。 ※写真はイメージとなります。

大内人形の絵付けに挑戦!



通常価格 1,500円  
割引価格 750円  
㈱中村民芸社

山口外部手作り体験!



通常価格 700円  
割引価格 350円  
本多屋 横古庵 本店

親子で浴衣着付け体験!



通常価格 1,500円  
割引価格 750円  
磯近江屋

選手を間近で!ピッチ内  
アツ見学士観戦チケット!



通常価格 1,200円  
割引価格 600円  
㈱レノファ山口

山口の文化や交通を体験しよう!

ぶらやま限定 キャンペーンコード BRTMS100

購入時にキャンペーンコードの入力で  
先着300名様に限り 100円引き



会期 令和3年8月11日(水)~8月26日(木)  
会場 KDDI 維新ホール(メインホール)  
料金 大人900円 こども600円

※イベントの詳細は7月15日から「ぶらやま」で販売されるチケットより  
ご確認ください

さらに!同じ金額で!  
観光列車 DL やまぐち号の 数量限定  
無料乗車券付きチケット販売!

8/22日のみ  
新山口駅 発 10:50  
山口駅 着 11:10  
+ 飲食店の割引券付き!



※8/22日(日)のみ使用できます ※無くなり次第終了

# 湯田温泉直行便

クシーツア  
名様から催行、1台最大4名様まであい



## JR新山口駅ー湯田温泉間

(乗降場所：新山口駅北口と湯田温泉エリア)



©yuda spa

周遊先でお得な特典が受けられるゆけむり手形つき！

小郡・湯田・山口・阿東・徳地・秋穂  
鑄銭司エリアの温泉・観光施設、  
居酒屋、スナック・バー、食事処  
カフェなど全100店舗以上で  
お得な特典がもらえる手形



新しいはぶらやま

やまぐちMaaS用Webアプリ「ぶらやま」でチケットの購入と乗車日時の予約をして乗車するだけ！  
定額タクシーの料金と併せてゆけむり手形がつくお得なクシーツアー！



<https://maas-y.com/>

ぶらやま

ぶらやまにアクセス



チケット購入・予約



タクシーに乗車★

予約締切は  
出発時刻の  
30分前

### 時刻表

### 料金（片道／お一人様）

1,500円 税込

ゆけむり手形が  
付いています！

★ 料金に含まれるもの  
○タクシー片道運賃および消費税  
○ゆけむり手形料金および消費税

★予約後に変更・キャンセルする場合は、タクシー  
発車時刻の30分前までをお願いします。発車時刻  
の30分前を過ぎるとキャンセル料金が10.0%か  
かりますのでご注意ください。  
★発車時刻の5分前には乗り場にお集まりください。

新山口駅 北口発	湯田温泉エリア発
14:00 発	14:00～14:10 発
15:00 発	15:00～15:10 発
16:00 発	16:00～16:10 発
17:00 発	17:00～17:10 発
18:00 発	18:00～18:10 発
19:00 発	19:00～19:10 発
20:00 発	20:00～20:10 発
21:00 発	21:00～21:10 発

# ぶらもど

超小型モビリティ

# ぶらバイク

電動バイク

新しい乗り物で、  
山口市街地の観光・食事歴史を  
ゆったりと旅する新しい体験を  
お楽しみください！

利用期間  
2021.7.15  
2021.12.15



## ご利用方法

**STEP.1 予約**

「ぶらやま」Webアプリから予約をお申し込みください。

**STEP.2 貸出**

ぶらもど(超小型モビリティ)は「ぶらバイク(超小型モビリティ)」は湯田温泉観光案内所・山口観光案内所までお越しください。

**STEP.3 利用**

ぶらもど・ぶらバイクを便って観光やお散歩などをお楽しみください。

**STEP.4 返却**

借りた場所に返却してください。

本部署は新たなモビリティサービス「ぶらもど」(実施団体:山口市)の一環で実施しています。問い合わせ先:山口県産業振興課(083-833-2470)

**注目の乗り物!**  
新しい乗り物として注目されている、超小型の電気自動車・電動バイクです。

**環境にやさしい!**  
走行中はCO2を排出しません。環境にやさしいドライブが楽しめます。

**普通免許でOK!**  
普通自動車の運転免許があれば、運転することが出来ます。  
※条件あり  
※ぶらバイクは普通免許でOK!

**気軽に観光!**  
観光地を気軽に広範囲に巡ることが出来ます。



## ぶらもど(超小型モビリティ)

(株)タジマモーター・コーポレーション TAJIMA-JIAYUAN

予約方法 「ぶらやま」Webアプリ  
貸出場所 ユウベルホテル松政  
利用料金 1,000円(税込)/1時間  
利用期間 2021年7月15日~12月15日  
利用時間 9時30分~18時(受付 9:00~)

特徴 ゆけむり手形Web

(利用条件)

- 20~69歳で、普通運転免許をお持ちの方(免許保持者必可)
- 免許取得後1年未満の方は原則として運転できません。ただし、免許取得後3年以上以降の方が同乗する場合には運転可能です。
- 6歳未満の方やベットの利用はできません。
- 30分程度の事前講習があります。
- 全車貸出です。



乗車定員: 2名  
最高速度: 45km/h  
一充電走行距離: 約130km  
※利用条件・乗り方等(気象、地形、交通状況、速度等)により異なります。

トヨタ自動車(株): C+pod (8月ごろから使用可能)



乗車定員: 2名  
最高速度: 60km/h  
一充電走行距離: 約150km  
※利用条件・乗り方等(気象、地形、交通状況、速度等)により異なります。



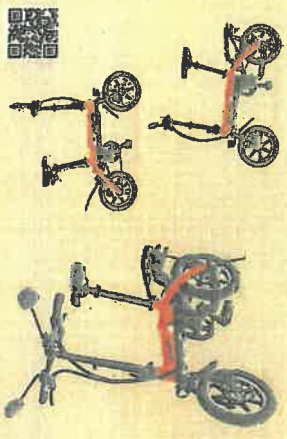
## ぶらバイク(電動バイク)

予約方法 「ぶらやま」Webアプリ  
貸出場所 湯田温泉観光案内所 / 山口観光案内所(山口駅)  
利用料金 500円(税込)/3時間  
1,000円(税込)/1日 ※ただし17時まで  
利用期間 2021年7月15日~12月15日  
利用時間 9時30分~17時(受付 9:00~)

特徴 ゆけむり手形Web

(利用条件)

- 20~69歳で、普通免許(普通自動車免許)をお持ちの方(免許保持者必可)
- 免許取得後1年未満の方は運転できません。
- ヘルメットの着用が必要です。※無料で貸し出しします
- 観光目的でのご利用に限りです。



glafit(株): GFR-01

乗車定員: 1名  
最高速度: 90km/h  
一充電走行距離: 約30km  
※利用条件・乗り方等(気象、地形、交通状況、速度等)により異なります。

注: 利用時間外の貸出はできません。・有期駐車場の料金はご利用者のご負担となります。・雨天、車両の修理・点検により、貸出を中止する場合がございます。・交通ルールを守り、安全運転でご利用ください。



# 路線バスで旅する二日間

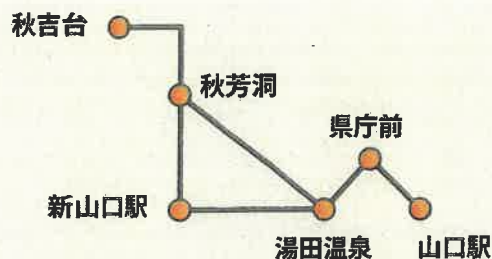


湯田温泉

## フリーきっぷについて

対象区間を2日間(48時間)、  
何度でも乗車できるデジタル乗車券

### フリーきっぷ対象区間 (※詳細は裏面)



新山口駅～秋芳洞・秋吉台～山口市内の区間

### 販売期間・料金

2021年7月9日 ▶ 12月28日

大人 ¥2,500 小児 ¥1,250

## こんなにおトク!

(例) 1日目 新山口駅 → ¥530 → 湯田温泉 → ¥220 → 山口市観光地 → ¥220 → 湯田温泉(宿泊)  
 2日目 湯田温泉 → ¥1,170 → 秋芳洞 → ¥1,170 → 新山口駅

合計 ¥3,310 ▶ **¥2,500**

※表示価格はすべて税込です

**新** モビリティサービス  
実証実験 限定発売!



### アプリ内での購入・使用の流れ

- ① **STEP.1 QR読み込み**  
右下のWEBアプリ「ぶらやま」QR読み込み。
- ② **STEP.2 アカウント新規登録**  
WEBアプリ「ぶらやま」のアカウント登録(クレジットカード登録含む)を行う。(すでに登録されている方はSTEP3へ)
- ③ **STEP.3 チケット購入**  
デジタルチケット購入画面から山口・秋芳フリーきっぷを選択して購入する。
- ④ **STEP.4 チケット使用画面**  
バスに乗車した際に、アプリ内の購入済みデジタルチケット画面から山口・秋芳フリーきっぷを選択して、「使う」ボタンをタップ。
- ⑤ **STEP.5 チケットを運転手へ提示**  
降車の際に運転手にアプリ画面を提示。



**CHECK**  
登録・購入はこちら ↓



# JR 新山口駅からの移動は ぶらやま! お得なチケット販売中!

## 長門市行

長門湯本温泉やセンザキッチンへの観光に最適!



### ジャンボタクシー直行便

片道 大人 ¥2,000 小児 ¥1,000

特典 レンタルサイクル 1日無料券

新山口駅▶長門湯本温泉▶湯本営業所前▶  
長門市役所前▶長門市駅▶センザキッチン



## 萩市行

新山口駅から世界遺産の城下町・萩まで60分!



### スーパーはぎ号 高速便 バス

片道 大人 ¥1,600 小児 ¥800

特典 萩トラベルパスぶらやま ver.

新山口駅▶萩・明倫センター▶萩バスセンター▶東萩駅



## 美祿&湯田温泉街行

秋芳洞や秋吉台カルスト台地、湯田温泉街が1つのきっぷで楽しめます!



### 山口・秋芳フリーきっぷ バス

2日間バス乗り放題 大人 ¥2,500 小児 ¥1,250

新山口▶秋吉台▶秋芳洞▶湯田温泉  
※各バス停で乗降できます



国宝瑠璃光寺 五重塔など、  
山口市内の観光を満喫!

### 山口市内の移動

ぶらモビ (超小型モビリティ)

¥1,000/1時間

※12/15まで

ぶらバイ (電動バイク)

¥500/3時間 ¥1,000/1日

※12/15まで

## 山口市内 (湯田温泉街等) 行

山陽路随一の湯量を誇る湯田温泉など、  
市内の観光スポットや観光資源をお楽しみください!



### 湯田温泉直行便 乗合タクシー

片道 1人 ¥1,500

特典 ゆけむり手形 LightWeb

新山口駅(北口)▶湯田温泉街  
※湯田温泉の指定エリア内なら降車(乗車)場所を選べます

### のる得きっぷ LightWeb バス

きっぷ3枚つづり ¥1,000

特典 ゆけむり手形 LightWeb

山口市内の指定エリア内なら  
どこまで乗っても1乗車あたりきっぷ1枚でOK!



## シェアサイクル実証事業について

### 1 概要

観光を始め、本市を訪問された方の二次交通としての機能や、地域にお住まいの方の日常生活の移動手段として、市内16か所にステーションを設置し、どこでもレンタル・返却できる形で、シェアサイクル実証事業を実施している。また、その利用状況や課題等を分析し、今後の市の施策に活かすもの。

(実証期間：令和2年9月～令和4年3月末)

### 2 設置状況等

- ・サイクルステーション：16箇所（令和3年4月1日に3箇所増設）
- ・自転車：50台（令和3年4月1日に10台追加）
- ・令和3年7月1日より利用料金を50円/15分から30円/15分に変更し、さらに8時間未満の利用上限を700円として実施

### 3 利用状況 別紙参照



ステーション一覧 令和2年4月現在

- 1 山口駅前バス停 駅前バス停 6台
- 2 山口駅前と駅前総合センター 駅前総合センター 6台
- 3 山口駅前 駅前 12台
- 4 一の橋川交通交流広場 一の橋川交通交流広場 6台
- 5 コープやまぐちことどうもん店 駅前 6台
- 6 山口駅 駅前 12台
- 7 山口市教育委員会 駅前 12台
- 8 ファミリーマート山口駅前店 駅前 8台
- 9 ホテルニュータナカ 駅前 8台
- 10 源田源製 駅前 12台
- 11 アルク平川店 駅前 6台
- 12 山口大学 駅前 6台
- 13 小郡総合支所 駅前 6台
- 14 KODOKOROホール 駅前 6台
- 15 新山口駅 駅前(東九州大学駅前) 3台
- 16 平塚公園 駅前 6台



	令和2年度												令和3年度											
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計	累計						
①利用期間	27	31	30	31	31	28	31	209	30	31	30	31	31	30	31	30	31	275						
②利用件数 (うち、大学生モニター)	108	199	146	164	140	152	193	1101	218	224	337	361	437	576	604	544	3,476	4,577						
③利用時間(時間、分、秒)	86:05:50	161:16:30	115:59:54	90:45:11	67:42:11	93:05:35	161:55:03	776:51:14	150:26:54	118:41:10	277:25:12	307:46:24	369:04:56	564:21:56	518:11:18	586:33:51	3009:29:45	3766:20:59						
④利用料金	19,750	36,900	26,650	21,400	16,800	18,600	36,950	176,250	34,950	24,900	32,200	34,540	36,920	44,150	71,190	61,440	398,510	574,760						
⑤利用人数(※1)	56	87	78	76	53	66	85	316	97	70	81	114	120	130	180	170	1,477	2,056						
⑥アカウント数(※2)	197	319	459	555	609	674	783	-	886	913	989	1118	1202	1309	1471	1591	1,882	-						
⑦回線数(※3)	0.37	0.60	0.43	0.35	0.27	0.34	0.60	0.42	0.47	0.32	0.43	0.74	0.79	0.98	1.53	1.37	1.25	0.88						
1日当たり	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計	累計						
②利用件数	4.0	6.4	4.8	5.3	4.5	5.4	6.2	5.3	7.3	5.6	7.5	10.9	11.6	14.6	18.6	20.1	17.5	12.6						
③利用時間(時間、分、秒)	3:11:20	5:12:09	3:52:00	2:55:39	2:11:02	3:19:31	5:13:23	3:43:01	5:00:54	3:49:43	4:33:44	8:56:57	9:55:41	12:18:10	18:12:19	17:16:23	18:16:46	10:56:37						
④利用料金	781	1,190	855	690	542	671	1,192	843	1,165	813	1,073	1,114	1,181	1,472	2,296	2,048	1,878	1,449						
⑤利用人数	2.1	2.8	2.6	2.5	1.7	2.4	2.7	-	3.2	2.8	2.7	3.7	3.9	4.3	5.8	6.7	4.7	-						
1件当たり	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計	累計						
③利用時間(時間、分、秒)	0:47:50	0:48:38	0:48:00	0:38:12	0:29:01	0:36:45	0:50:20	0:42:20	0:41:24	0:36:40	0:49:24	0:51:09	0:51:29	0:56:47	0:51:29	1:02:30	0:51:57	0:49:38						
④利用料金	183	185	177	180	120	124	191	160	180	142	144	102	102	101	124	102	107	115						
1人当たり	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計	累計						
②利用件数	1.9	2.3	1.9	2.2	2.6	2.3	2.3	3.5	2.2	2.5	2.8	3.0	3.0	3.4	3.2	3.6	3.7	6.9						
③利用時間(時間、分、秒)	1:32:15	1:51:13	1:29:14	1:11:39	1:16:39	1:24:39	1:54:18	2:27:30	1:33:04	1:41:44	2:26:01	2:33:53	2:50:21	3:08:07	3:02:53	3:51:17	5:56:51	5:12:55						
④利用料金	353	424	329	282	317	285	435	558	360	356	398	303	308	340	396	361	396	768						